

Answer 3

A001 再診料 72点

9 患者又はその看護に当たっている者から**電話等**によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注8の外来管理加算、注12の地域包括診療加算及び注13の認知症 地域包括診療加算は算定しない。

Answer 3

A003 オンライン診療料(月1回) 70点

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続的に対面による診察を行っている患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた診察を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、連続する3月は算定できない。

2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)を算定する月は、別に算定できない。

Answer 3

A003 オンライン診療料 通知

(3) オンライン診療料が算定可能な患者は、区分番号「B000」**特定疾患療養管理料**、「B001」の「5」小児科療養指導料、「B001」の「6」てんかん指導料、「B001」の「7」**難病外来指導管理料**、「B001」の「27」糖尿病透析予防指導管理料、「B001-2-9」地域包括診療料、「B001-2-10」認知症地域包括診療料、「B001-3」生活習慣病管理料、「C002」在宅時医学総合管理料又は「I016」精神科在宅患者支援管理料(以下「オンライン診療料対象管理料等」という。)の算定対象となる患者で、オンライン診療料対象管理料等を初めて算定した月から6月以上経過し、かつ当該管理料等を初めて算定した月から6月の間、オンライン診察を行う医師と同一の医師により、毎月対面診療を行っている患者に限る。

Answer 3

A003 オンライン診療料 通知

泌尿器科領域の「難病」

下垂体性ホルモン分泌亢進症や低下症

先天性副腎皮質酵素欠損症

多発性嚢胞腎

IgG4関連疾患

間質性膀胱炎(ハンナ型)

結節性硬化症

総排泄腔遺残

総排泄腔外反症